

## 年金制度改革（社会保障と税の一体改革）

「被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」  
 が平成 24 年 8 月 10 日成立し、同月 22 日に公布されました

### 主な改正点

施行日	改革事項	概要
公布日から 2 年を超えない 範囲内で 政令で定める日	産前産後休業期間中の厚生年 金保険料、健康保険料の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産前 6 週間（多胎妊娠 14 週間）、産後 8 週間のうち、労務に従事しなかった期 間の厚生年金保険料、健康保険料が本人負担会社負担とも免除されます</li> <li>・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、産前産後休業終了 後の 3 か月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を変更できるようになります</li> <li>・国民年金加入者（第 1 号被保険者）の産前産後期間の国民年金保険料の免除を検 討することになっています</li> </ul>
	障害特例の取扱いの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害等級 1 級から 3 級で退職している人には、請求の翌月から特別支給の老齢 厚生年金の定額部分の年金が支給されていましたが、請求の翌月からではなく障 害状態にあると判断されるときに遡って支給されることになります</li> </ul>
	障害年金の額改定請求の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の程度が増進したことによる額の改定請求に 1 年の待機期間が設けられて いましたが、障害の程度が増進したことが確認できるときは、待機期間を必要と しなくなります</li> </ul>
	国民年金任意加入者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻などが、国民年金に任意加入をして保険 料を納付しなかった期間は、受給資格期間に含まれませんでしたが、含まれるよ うになります（合算対象期間）</li> </ul>
平成 26 年 4 月 1 日 (消費税が 5% から 8% に増税 される時期)	遺族基礎年金の父子家庭への 支給を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族基礎年金は、年金加入者であった夫が死亡したときに、残された「子のある 妻」または「子」に対して支給されていましたが、妻が死亡したときにも、残された「子のある夫」または「子」にも支給されるよ うになります</li> </ul>
	基礎年金に対する国庫負担を 1/2 に恒久化することになります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度から国庫負担は 1/2 になっていますが、財政投融資特別会計の剩余 金等の臨時財源で賄ってきましたが、平成 26 年度からの消費税増税により得ら れる税収により恒久的に 1/2 負担とすることになります</li> </ul>
平成 27 年 10 月 1 日 (消費税が 8% から 10% に増税 される時期)	公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金制度への加入期間が 25 年に満たないために年金が受給できない無年金 者の解消のため実施されます 65 歳以上の無年金者 42 万人のうち 10 年以上 25 年未満の加入者 16 万 8 千人に 新たに年金が支給されるようになります</li> </ul>
	厚生年金と共済年金との統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員、私学教職員も厚生年金に加入し、制度間の差異については厚生年金の制 度に揃えることになります</li> <li>・共済年金にだけあった職域加算は廃止されるが、現在の共済年金の積立金の半分 弱（2 共済で 22.7 兆円）を活用して公務員、私学教職員だけの厚生年金とは別 の新たな年金制度が作られます</li> <li>・現在の厚生年金の保険料率は 16.412%、公務員共済は 15.862%、私学共済は 13.292%ですが、最終的には 18.3% に統一されます 18.3%になるのは、厚生年金平成 29 年、公務員共済は平成 30 年、私学共済は 平成 39 年となります</li> </ul>
平成 28 年 10 月 1 日	パートタイマー等短時間勤務 者も厚生年金保険・健康保険に 加入することになります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の要件は、              ①週 20 時間以上              ②月額賃金 8.8 万円以上（年収 106 万円以上）              ③勤務期間 1 年以上              ④学生は適用除外              ⑤従業員 501 人以上の企業              現時点での短時間勤務者で、約 25 万人が対象になります</li> <li>・さらなる適用拡大については、平成 31 年 9 月 30 日までに検討を加え、その結 果に基づき必要な措置を講ずることになっています</li> </ul>